

## 2 多忙化の現状

### (1) 勤務実態調査結果

文部科学省は、平成 18 年度に全国の公立学校を対象に勤務実態調査を実施し、その結果を翌年度に公表しました。

調査結果は、休日勤務も含め、1 か月当たり 30 時間を超える残業と 20 時間を超える持ち帰りの仕事に追われているという勤務実態が明らかになりました。

また、残業時間の分布をみると、持ち帰り時間を除いても、小学校で 27.9%、中学校で 44.6% 高等学校（全日制）で 33.1% の教員が 1 日（勤務日）当たり 2 時間以上の残業をしています。

厚生労働省では、発症前 1～6 か月に残業が 1 か月 4 5 時間を超えると過労死と業務の関連性が強まるとしていますので、学校現場の教員の約 3 分の 1 が恒常的に健康的な生活が脅かされていると言えます。

残業や持ち帰り業務の内容をみると、小学校では、①授業準備、②成績処理、③事務・報告書作成が多く、中学校と高校ではこれらに加えて、部活動・クラブ活動が大きな負担となっています。（資料編 54～57 ページ参照）

残業にも持ち帰り業務にも、同じ項目が並んでいることから、勤務時間内に終えることのできない業務が平日や休日の残業になり、それでもできずに仕事を持ち帰るといった長時間労働が常態化しているという実態が浮き彫りにされました。

#### ①【教員の残業時間等（勤務日 1 日当たり）】

区 分	残業時間	持ち帰り時間	合 計
小 学 校	1 時間 28 分	33 分	2 時間 01 分
中 学 校	1 時間 56 分	22 分	2 時間 18 分
高等学校（全日制）	1 時間 43 分	26 分	2 時間 09 分

注）各時期の平均残業時間等を単純平均した数値であること。

#### ②【教員の残業時間等（休日 1 日当たり）】

区 分	残業時間	持ち帰り時間	合 計
小 学 校	19 分	1 時間 29 分	1 時間 48 分
中 学 校	1 時間 22 分	1 時間 31 分	2 時間 53 分
高等学校（全日制）	1 時間 15 分	1 時間 26 分	2 時間 41 分

注）各時期の平均残業時間等を単純平均した数値であること。

#### ③【教員の残業時間等（1 か月当たり）】

区 分	残業時間	持ち帰り時間	合 計
小 学 校	32 時間 30 分	25 時間 20 分	57 時間 50 分
中 学 校	52 時間 20 分	21 時間 50 分	74 時間 10 分
高等学校（全日制）	46 時間 50 分	22 時間 40 分	69 時間 30 分

注）①、②の時間数をもとに、平日を 20 日、休日を 10 日で積算した数値であること。

### (2) 超過勤務の問題等

教育職員に対する超過勤務については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）によって規定されています。岩手県でも「義務教育諸学校等の教育職

員の給与等に関する特別措置に関する条例」(昭和46年12月24日条例第47号)を制定しております。

- ① 教育職員には4%の「教職調整額」を支給する。
- ② 教育職員には原則として、超過勤務、休日勤務は命じない。
- ③ 臨時又は緊急やむを得ない場合、限定4項目に限り超過勤務を認める。
- ④ 教職員の超過勤務・休日勤務を命ずる場合は、原則として、週休日の振替又は代休日の指定を行う。

**【教育職員に超過勤務命令が認められる場合】**

- ① 生徒の実習に関する業務
- ② 学校行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

しかし、文部科学省の勤務実態調査結果で確認された恒常的な長時間労働の実態は、給特法で想定されているものを超えた状態になっていると言わざるをえません。

文部科学省でもこれらの実態を踏まえ、平成20年5月に「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」を設置し、教員に対する時間外勤務手当の導入について問題を提起しました。現在、中央教育審議会初等中等教育分科会で検討されているところです。しかし、手当支給により、課題が解決されることは困難と思われます。また、教職員の健康保持の観点からは多くの問題があると考えられます。

教職員の健康保持については、文部科学省の発表によると、全国の教職員の病気休職者数が平成19年度に8,000人を超え、そのうち精神性疾患による者は約5,000人となり、10年前の3倍となっています。本県の状況は、病気による休職者数は平成19年度113人(前年度比32人増)、このうち精神疾患による休職は、59.3%に当たる67人(同6人増)と増加しています。

文部科学省の分析では、①部活動の指導や報告書の作成に追われて多忙、②児童生徒や親との関係が変化し、以前の指導や対応で解決できなくなった、③同僚との人間関係の希薄さなどが原因と発表しています。精神性疾患は、すべて多忙化が原因であるとは言いきることはできませんが、多忙化が精神性疾患を誘因している一つであることは十分推察できます。

また、労働安全衛生上からも、勤務時間の適正な管理と健康上の対策が強く求められており、文部科学省は、平成18年4月3日付けで「労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行等について」及び平成19年12月6日付けで「公立学校等における労働安全衛生体制の整備について」の



通知を発出しています。(資料編 58 ページ参照)

この中で、使用者は労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業・就業時間を確認し、これを記録することとした厚生労働省通知に基づいて、「各学校等における勤務時間の適正な把握」を各教育委員会に要請し、各学校での取組を促すとともに、長時間労働職員への「医師による面接指導」を求めています。

### 3 原因、背景等

学校現場の多忙化は、様々な原因が考えられます。これまで出された提言でも原因、背景がまとめられていますが、今一度整理すると次のとおりです。

その一つは、学習量全体の精選が進まない中で学校週5日制で土曜日が休みになったことにより、その分平日へのしわ寄せが増大したこと。また、価値観の多様化などに伴って、児童生徒への指導や保護者への対応に以前にも増して神経を使うようになるなど、これまでの経験や知識だけでは対処できない事例が増え、精神的な負担を感じる場面が増えてきたことがあります。事務的にも学校評議員制度や学校評価の義務付けなど社会変化に対応した新たな制度が次々と導入され、事務的な仕事が増えたことなどが上げられます。

そのほか、会議や研修、校務分掌など制度的に多岐にわたる分担業務の多さと、いじめ、不登校などの問題をはじめ、突発的に起こる生徒の事故、問題行動への対応など多くの仕事を抱えていることも上げられます。また、児童生徒数の減少により、教員数も削減されている中で、業務量が減少していないことなどが考えられます。

多忙化を解消するための取組は、これまでも各学校で検討委員会等を設置するなど工夫して取り組まれています。学校だけの取組では抜本的な解消は難しい現状があります。また、教員は、教育活動において、何事にも万全を尽くして臨もうとする傾向が強く、児童生徒のために労力や時間を惜しまず職務にあたるという傾向もあります。会議や行事の精選といってもこれ以上の精選は難しい部分もあると思います。

一方、学校内での教職員同士の対話が少なくなってきたという話も聞こえてきますが、ただ単に個々の意識の問題だけではなく、それを可能にしていた時間的なゆとり、精神的なゆとりがなくなってきたことの指摘があります。

より良い教育を行うためには、教育内容について教員同士が十分に打合せができるゆとりを生み出すことが肝要です。

現場の教員が本来の業務である授業や生徒指導など常に創意・工夫を凝らし、子どもと向き合う時間をより確保して、意欲的に働きやすい環境をつくり出すこと、そのためにも教職員の多忙化の解消・改善に向けて、負担軽減の手立てを講じていかなければなりません。



#### ◆ 多忙化解消検討ワーキング・グループによる検討

岩手県教育委員会事務局では、平成 20 年 7 月に「多忙化解消検討ワーキング・グループ」を組織しました（設置要綱：91 ページ参照）。ワーキング・グループの設置に当たり、学校現場の代表者もメンバーに加えることも検討しましたが、検討会に出席する教員の負担を考慮して委員を選定しました。これまで 8 回の検討会を開催し、具体的な解決策について検討を重ねてきたところです。

具体の検討項目を取り上げた理由は、提言等のポイントで述べたとおりです。本提言等は、「部活動のあり方」、「研究指定等のあり方」、「学校における教職員の負担軽減対策」、「小中学校の裁量拡大」の 4 つの提言と「労働安全体制の確立・推進」、「教職員のメンタルヘルス対策」、「県教委事務局の学校現場負担軽減対策」の 3 つの取組について検討、整理し、まとめたものです。

これらの提言等によって、現場の教員の力が高まることにつながるよう願うとともに、関係各位の積極的な取組、御協力を切に望むものです。

